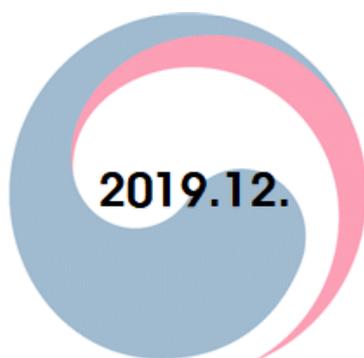

故意侵害に対する 3 倍賠償制度の導入による

中小企業特許侵害予防ガイド

(仮訳)



産業財産保護協力局

産業財産保護政策課

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「中小企業特許侵害予防ガイド（2019.12）」を
ジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(https://www.kipo.go.kr/kpo/BoardApp/UIpInf0thApp?a=&board_id=others&cp=1&pg=1&np=10&catmenu=m04_02_05&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=16324&gubun=)

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご
使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本
資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとして
も、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

I. 特許侵害予防ガイド製作の目的及び構成	5
1. ガイド製作の目的.....	5
2. ガイドの構成及び留意事項.....	6
参考 特許侵害予防ガイドの核心 Q&A.....	7
II. 故意侵害に対する 3 倍賠償制度の概要.....	22
1. 3 倍賠償制度の概念	22
2. 3 倍賠償の要件	23
3. 損害賠償額の算定.....	24
4. 法の適用時点.....	27
III. 故意侵害の判断	28
1. 序論.....	28
2. 国内における特許権侵害罪の事例	29
3. 米国の 3 倍賠償事例	33
4. 台湾の 3 倍賠償事例	37
5. 結論.....	39
IV. 特許侵害紛争予防及び対応.....	40
1. 紛争予防.....	40
2. 紛争対応.....	45

V. 特許庁支援事業の案内	53
1. IP 翼(ナレ)プログラム	53
2. スタートアップ特許バウチャー	56
3. 知財権連携研究開発戦略支援事業	60
4. 中小企業 IP 即時支援サービス	64
5. 国際知財権紛争対応戦略支援事業	68
6. 知的財産(IP)スマート教育事業	70
7. 特許共済	74

I. 特許侵害予防ガイド製作の目的及び構成

1. ガイド製作の目的

□ 故意侵害に対する3倍賠償制度の施行

- 他人の特許権を故意侵害した時、損害額の最大3倍まで賠償する制度が2019年7月9日から施行されました。
- これまで韓国の特許侵害訴訟における損害賠償額の間値は6千万ウォンで、これは米国の損害賠償額中間値である65.7億ウォンに比べて非常に少ない金額であり、韓国と米国間GDPの差を考慮しても1/9に過ぎない水準でした。
- このように低い損害賠償額によって他人の特許権に対して正当な値段を支払うよりは侵害を通じて利益を得た後に補償さえすれば良いという認識が多く、特許権侵害の悪循環が続く状況でした。
- そこで、特許の故意侵害に対しては損害賠償額を加重することで侵害行為を抑制し、市場で特許が正当な価値で評価される環境が整えられるものと期待されます。

□ ガイド製作の目的

- 故意侵害に対する3倍賠償制度の施行を受け、企業は技術及び製品開発の際に他人の特許を侵害しないようにより細心の注意を払う必要があります。
- 但し、まだ制度施行の初期段階であるため、故意侵害に対する裁判所の判例や明確な判断基準がなく、企業が変わった損害賠償制度に合わせて特許紛争を予防・対応することに多少の困難があると予想されます。

- したがって、本特許侵害予防ガイドは故意侵害の判断に参考できる国内外の事例を見ることで韓国裁判所の判断基準を予測し、中小企業が特許侵害を予防するとともに対応できる方法と、その過程で活用できる特許庁の支援事業などを紹介します。

2. ガイドの構成及び留意事項

□ ガイドの構成

- 本ガイドは要約形態の「核心 Q&A」とテーマ別に細部内容を盛り込んだ「本文」で構成されています。
- 「核心 Q&A」では本ガイドの核心的な内容を Q&A 形式で整理し、より詳しい内容が盛り込まれた本文ページを併記することで全体内容を速く把握できるようにしています。

□ ガイド活用時の留意事項

- 但し、本ガイドに提示されている故意侵害に対する要件や判断方法はあくまでも参考資料であり、今後裁判所の判断基準と背馳する部分が発生する可能性があります。
- したがって、本ガイドは紛争予防のために活用することをお勧めし、紛争が発生した時は必ず専門家とともに解決方法を模索することが望ましいです。

参考 特許侵害予防ガイドの核心 Q&A

【核心 Q&A LIST】

1. 故意侵害に対する 3 倍賠償制度の概要	9
1) 3 倍賠償制度とは何ですか?	9
2) 3 倍賠償制度の施行によって何が変わりますか?	9
3) 故意侵害の賠償額はどのように算定しますか?	9
4) 法施行後に始まった侵害行為にのみ適用されますか?	9
5) 特許侵害罪と 3 倍賠償制度は異なるものですか?	10
6) 外国にも類似した制度がありますか? ⇨p.21	10
2. 故意侵害の判断基準	10
1) 故意侵害とは何ですか?	10
2) 故意侵害になり得る具体的な事例はどのようなものがありますか?	11
3. 故意侵害の予防及び対応策	13
1) 故意侵害を予防するための方法はどのようなものがありますか?	13
2) 専門家の非侵害意見書があると故意が否定される可能性がありますか?	13
3) 警告状を受領した時はどのように対応すれば良いですか?	15
4) どのような場合に不当な警告行為になりますか?	17
5) 侵害主張に対する対応手段はどのようなものがありますか?	17
4. 紛争予防・対応と関連する特許庁の支援政策	18

1) 相談支援.....	18
2) 教育支援.....	18
3) IP コンサルティング支援.....	19
4) 特許審判国選代理人制度	20
5) 産業財産権紛争調停制度(http://adr.kipo.go.kr)	21
6) 特許共済制度－知的財産関連費用の貸出	21

1. 故意侵害に対する 3 倍賠償制度の概要

1) 3 倍賠償制度とは何ですか？ [☞p. 21 \(関連本文ページ\)](#)

- 加害者の行為や動機などの事情を考慮し、実際発生した損害額に追加的に損害賠償を認める制度で、懲罰的損害賠償制度と知られている。

* 韓国の場合、改正特許法、不正競争法(営業秘密)など約 16 の法律で規定

- 改正特許法(2019. 7. 9. 施行)は「故意」に他人の特許権や専用実施権を侵害した場合、損害額の最大 3 倍まで増額賠償が可能。

2) 3 倍賠償制度の施行によって何が変わりますか？ [☞p. 22](#)

- 改正前と同様、他人の特許権を「故意または過失」で侵害した場合、侵害者は権利者が被った損害に対する賠償責任を負う。

- 但し、特許権者が侵害者の「故意」侵害を立証する場合、裁判所は損害と認められた金額の 3 倍まで増額して損害賠償の責任を賦課。

3) 故意侵害の賠償額はどのように算定しますか？ [☞p. 23](#)

- 裁判所はまず特許権第 128 条第 2 項から第 7 項までの規定に基づいて損害額を算定。

- 故意侵害に対しては第 128 条第 9 項の 8 つの事項*を考慮し、上記損害額の 3 倍以内の賠償額を決定。

*侵害者の優越的地位の有無、損害発生可能性に対する認識程度、侵害の期間・回数、侵害行為で得た利益、被害救済努力、特許権者の被害規模などを考慮。

4) 法施行後に始まった侵害行為にのみ適用されますか？ [☞p. 26](#)

- 改正特許法の付則*によれば、法施行前から始まった侵害行為には適用されないものと解釈。

*付則(2019. 1. 8.)第3条(損害賠償請求権に関する適用例)第128条第8項及び第9項の改正規定はこの法施行後最初の違反行為が発生した場合から適用する。

- しかし、継続的な侵害に対して其々の行為を個別のものと見做し、法施行以後の侵害期間に対しては改正法の適用が可能であるという意見もある。

*例：法施行以前の生産行為と法施行以後の販売行為を別個の侵害行為と見做し、販売行為に対しては故意侵害かどうかを判断。

5) 特許侵害罪と3倍賠償制度は異なるものですか？ [👉p. 28](#)

- 特許侵害罪は刑事的救済手段であり、3倍賠償制度は民事的救済手段であるため、互いに異なるものを取り扱う。
- 特許侵害罪は他人の特許権または専用実施権を侵害した者を7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処し、刑事責任の原則上故意があつてこそ処罰可能。
- したがって特許権者は故意侵害者に対して特許侵害罪での告訴も、3倍賠償請求も全て可能。

6) 外国にも類似した制度がありますか？ [👉p. 21](#)

- 米国、台湾、オーストラリア、カナダも特許権侵害に対する懲罰賠償を認めており、中国は5倍賠償制度を盛り込んだ特許法の改正を推進している。

2. 故意侵害の判断基準

1) 故意侵害とは何ですか？ [👉p. 38](#)

- 韓国民法の損害賠償責任は加害者の故意と過失を大きく区分しないため、これまで民事訴訟では故意に対する判断基準が明確に定立されていない。

○ 但し、故意侵害犯を刑事処罰する国内侵害罪の判例と米国、台湾の事例を参考すると、

- － 侵害者が他人の特許権を侵害するという事実を知りながら実施したのかどうかが故意侵害を判断する上で最も重要。

2) 故意侵害になり得る具体的な事例はどのようなものがありますか？ p. 27

① 警告状の受領後または訴訟が提起された後の侵害行為

- 警告状を受け取る、または訴訟が提起された後の侵害行為は特別な事情がない限り故意があるものと認められる可能性がある。

[刑事判例] ソウル刑事地方裁判所1991. 9. 12. 宣告91ノ3825判決

- ▶ 被告人が製作して納品した考案は被害者の登録実用新案権の権利範囲に属するもので、少なくとも被告人が1985. 8. 14. 頃に催告書の送達を受け取った時点からは侵害行為に対する故意があったと言えるため、1985. 8. 16. 頃から1988. 7. 14. 頃までの被告人のこの事件考案の納品行為に関して実用新案権の侵害に関する故意があったと認めた原審の措置は正当である。

[台湾判例] 知的財産権裁判所101年度民專訴字第94号民事判決

- ▶ 被告は2012. 7. 5. に告訴状を受け取って特許の存在に気づいたが、2012. 11. 15. まで引き続き侵害していたため、故意侵害を認定。

② ライセンス契約終了後の侵害行為

- ライセンス契約の終了後に該当特許を継続実施する場合、侵害可能性を認識して実施したものであるため、故意が認められる可能性がある。

[台湾判例] 高等裁判所台中分院93年度智上字第12号民事判決

- ▶ 1996. 10. に原告は被告と特許に関する実施契約を締結し、特許権に関する権限を与えたことがある。しかし、1996. 11. に被告が原告に権利金を支払わず、契約が解消となった。裁判所は被告が特許に対して完全に知っていたことを根拠に、故意侵害を認めた。

③ その他に特許の内容を十分知っていたと見得る事情がある場合の侵害行為

- 特許権者の会社に勤務する特許権者とライセンス交渉を行った経験がある、または取引関係があるなど、該当特許を十分知り得る事情があった者が侵害した場合、故意が認められる可能性がある。

[台湾判例] 知的財産権裁判所97年度民專上字第7号民事判決

- ▶ 被告会社の責任者が原告会社に勤務したことがあり、特許製品を知っていて、退職後に原告の特許権を侵害したため、故意侵害を認める。

[米国判例] Imperium IP Holdings vs. Samsung Electronics (2017)

- ▶ 被告は原告と実施権交渉を行った経験があったために原告の特許を詳しく知っていて、その後身分を隠してブローカーを通じて原告特許の買い取りを試み、非侵害/無効

調査を実施しなかったため、故意侵害を認める。

3. 故意侵害の予防及び対応策

1) 故意侵害を予防するための方法はどのようなものがありますか？ p. 40

- 製品や技術を実施する前に IP-R&D*、FTO** (Freedom to operate、自由実施)分析などを通じて特許侵害可能性を予め検討し、紛争可能性を下げるのが最も重要である。

*R&D 企画から遂行、完了及び技術事業化まで全周期にわたって強い IP 創出を念頭において IP 戦略を樹立し、研究開発を行うこと。

**製品や技術実施前に他人の特許を侵害するかどうかを事前に分析すること

- もし警告状を受領するなど特許侵害の可能性を認知した場合は、迅速に専門家の鑑定や権利範囲確認審判などを通じて侵害可能性の判断が必要。
- 鑑定や審判結果侵害可能性が高い場合は実施を中断し、回避設計やライセンス取得などの対応戦略が必要。

2) 専門家の非侵害意見書があると故意が否定される可能性がありますか？

p. 29、36

- 専門家の非侵害意見、または特許審判院の権利範囲確認審判の結果を信頼して継続して実施した場合、最終的に特許侵害が認められても故意は否定される可能性がある。
- 非侵害意見書はできれば該当技術分野の専門家からもらうことが望ましく、複数の専門家からもらえるほど信頼度が高まる。

*弁理士の専門分野、専攻などは大韓弁理士会ホームページに公開されている情報を通じて確認できる。

- しかし、韓国及び外国の事例で専門家の意見を信頼したとしても故意が常に否定されたわけではないため、事案によって慎重な対応が求められる。

① 専門家の意見を信頼した場合の故意否定事例

[刑事判例] 大法院2010. 1. 14. 宣告2008㉔639判決

- ▶ この事件の特許発明と装置はその構成において一部差異があり、均等関係にあるかどうかの判断は通常の技術者にも容易ではなく、一般人の場合は極めて難しい点、被告人が弁理士に問い合わせた特許発明を侵害しないという意見をもらった点、公訴外人の登録実用新案の詳細な説明にこの事件の特許発明が従来技術と記載されているにもかかわらず、審査官が技術評価手続きで登録維持決定を下した点、この事件装置が特許発明の一部請求項の権利範囲に属するという特許審判院の審決が2006. 2. 28. 頃になってようやく行われた点などに照らし合わせてみると、特許審判院の審決以前であるこの事件犯罪日時に被告人たちにこの事件装置が特許発明を侵害するという認識と容認があったとは見難い。

[米国判例] Greatbatch Ltd. vs. AVX. (2016)

- ▶ 被告(AVX)は訴訟が開始する随分前に原告(Greatbatch)の特許が無効であるという書面意見書を取得し、該当特許が有効なものと判断されたものの、無効意見書の内容に信頼性(competent and reasonable)がある。
- ▶ 被告は原告の別の特許に対して非侵害確認書を取得するなど原告の特許を侵害しないよう努力した点で故意に侵害しなかったものと判決。

② 専門家の意見をもらったものの、故意が認められた事例

[刑事判例] 大法院1995. 7. 28. 宣告95ド702判決

- ▶ 被告人が弁理士から他人の登録商標が商品の品質や原材料を普通に表示する方法で使用する商標として効力が無いという諮問と鑑定を受けて自分が製作した水筒の意匠登録をし、その登録商標と類似する商標を使用した場合、たとえ被告人が上記のような経緯で自分の行為が罪にならないと信じたとしても、このような場合には誰にもその違法の認識が期待できないと断定できないため、被告人は商標法違反の罪責を免れることはできない。

[米国判例] Arctic Cat inc. vs. Bombardier Recreational Products (2017)

- ▶ 被告(Bombardier)は自社製品が原告(Arctic)の特許を侵害する可能性を認知し、第三者を通じて該当特許を買い取ろうとしたが、失敗
- ▶ 被告のIP担当者が検討した内容は十分ではなく、担当者が弁理士でもないため、侵害有無に対する法律的諮問を受けたと見做すことができず、その後行われた法律的諮問は侵害可能性を認知した後長い時間が経過した後であるため、善意を形成したと見るのが難しく、故意を認める。

3) 警告状を受領した時はどのように対応すれば良いですか？ [☞ p. 44](#)

- 警告状の内容を把握し、専門家とともに侵害有無及び権利の無効可能性を検討した後、対応戦略を講じる。

段階	主要内容
警告状の受領	<p>○警告状の受付及び内容の確認</p> <p>-侵害主張特許の特許番号、特許侵害製品が明示されているかを検討</p> <p>-特許権の基本情報(存続期間、専用実施権者など権利関係、審判履歴など)、特許権者の要求事項、回答期限など事実関係を検討</p> <p>○暫定回答:相手の誤判を防止し、摩擦を避けるように特許権者が要求する期限内に暫定回答</p> <p>-侵害を直ぐに認める、または義務負担行為を叙述しないように注意し、特許権者に説明と資料要請など負担を与え得る内容を記載</p>
侵害有無及び無効事由の検討	<p>○権利範囲の確認及び侵害有無の分析、無効事由などの検討</p> <p>○該当技術分野の専門家を通じて行うことが望ましい</p>
勝算分析及び対応戦略の樹立	<p>○紛争の勝算可能性を評価した後、事業及び経済的な側面から被害を最小化する方向で対応戦略を樹立し、公式回答</p> <p>○勝算が低い場合:実施を中止し、回避設計方法を模索するが、それによる損失と予想されるロイヤリティを比較して有利な対応戦略を講じる</p> <p>○勝算が高い場合:無効事由が強い、または侵害でない可能性が高い場合は警告状への回答時にそれを主張し、特許権者の侵害主張の</p>

	<p>撤回を誘導</p> <p>-特許権者が強硬な姿勢を取る場合、消極的権利範囲確認審判、無効審判などで対応</p>
--	--

4) どのような場合に不当な警告行為になりますか？ [p. 47](#)

- 侵害有無は裁判所の判決によって確定されるもので、このような法的救済手続き以前の警告行為は法的拘束力の無い私人間意思表示の一種
- 法的救済手続きを踏まずに侵害を断定して競合社である相手の取引先などに警告状を送ってプレッシャーをかけることで取引関係を切らせ、営業上の被害を与えた場合は権利濫用に該当する可能性がある。
- 特許侵害が成立しないという事実が社会通念上明白であるにもかかわらず、事業活動を妨害する目的で警告状を送る場合も権利濫用に該当する可能性がある。

5) 侵害主張に対する対応手段はどのようなものがありますか？ [p. 49](#)

- (登録無効審判) 権利を主張する当該特許権に対して特許法第 133 条第 1 項の無効事由がある場合、無効審判を請求

◆ 主な無効事由

- 第29条(新規性、進歩性など特許要件を満たさない発明である場合)
- 第36条第1項または第3項(同一の特許または実用新案が先に出願された場合、または同日に出願されて協議によらず特許権が設定された場合)
- 第42条第3項及び第4項(発明の詳細な説明と請求範囲の記載不備)

○ 第44条(共有者全員が共同で出願しなかった場合)、第33条第1項(特許を受けられる権利を持っていない者の出願である場合)など

○ (消極的権利範囲確認審判)特許権者を相手に自分の製品や技術が当該特許発明の権利範囲に属しないという審決を求める審判

ー 消極的権利範囲確認審判で権利範囲に属しないという審決をもらった場合、訴訟で侵害と判決*されても「故意侵害」に対する部分は回避可能性が高くなる可能性がある。

*権利範囲確認審判は特許侵害訴訟の有力な証拠資料になり得るが、裁判所を拘束することはできないため、権利範囲確認審判で勝訴しても侵害訴訟で侵害と判断される可能性がある。

ー 権利範囲に属するという判決が出る場合、実施を中断し、回避設計、ライセンス取得など対応戦略を講じる。

4. 紛争予防・対応と関連する特許庁の支援政策 p. 40

1) 相談支援

○ 公益弁理士相談センターと 26 地域の知的財産センターの専門家を通じて特許紛争関連相談(先行特許検索、支援事業案内など)を支援

*公益弁理士相談センター：02-6006-4300、www.pcc.or.kr

*地域知的財産センター：代表番号 1661-7900、www2.ripc.org

2) 教育支援

- 企業の知的財産実務人材、一般国民などを対象に侵害判断、紛争対応関連のオンライン教育を提供

* (オンライン) 国家知的財産教育ポータル : www.ipacademy.net

3) IP コンサルティング支援

- R&D 方向の設定、IP 創出、紛争予防・対応の目的で核心特許を分析し、対応戦略構築などを支援

* より詳しい内容は V. 特許庁の支援事業案内を参照

事業名	支援対象	支援内容
知財権連携 研究開発 戦略支援	研究組織を 保有する 中小企業	<ul style="list-style-type: none"> ○ R&Dの効率性を高め、核心・源泉特許を先取りするためのオーダーメイド型特許戦略を支援 - 特許分析を通じた核心特許対応戦略 - 最適なR&Dの方向、優秀特許創出戦略の提示
グローバル 技術革新 IP戦略開発	研究組織を 保有する 中堅中小企業	<ul style="list-style-type: none"> ○ グローバル市場をリードする製品・サービスの創出に向けたIP(特許・デザイン・ブランド)融合戦略を支援 - 融合IPの開発、出願・権利化戦略 - 核心IP対応戦略、R&D方向の設定
IP翼(ナレ)	創業後7年以	<ul style="list-style-type: none"> ○ 創業企業の知的財産経営体系の高度化を支援

	内の中小企業	<ul style="list-style-type: none"> - 先行技術調査、IP紛争予防などIP技術戦略 - IPインフラ・組織、IP事業化戦略などIP経営コンサルティング
スタートアップ特許バウチャー	創業7年未満、売上100億ウォン未満	<ul style="list-style-type: none"> ○ スタートアップの特許競争力向上のためのバウチャー発行 - 国内外IPの権利化、特許調査・分析、技術価値評価、技術移転中継などを支援
中小企業IP即時支援サービス	中小企業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域中小企業のIP問題を随時・即時支援 - IP専門家を通じた相談支援 - 海外出願費用の支援、特許マップ、特許技術広報映像、ブランド開発などを支援
国際知財権紛争対応戦略	輸出(予定) 中小・中堅企業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際知財権紛争予防及び対応コンサルティング費用支援 - 輸出(予定)地域の紛争リスク特許調査分析 - (海外企業との)警告状、訴訟対応、ライセンス紛争、権利行使戦略の提供

4) 特許審判国選代理人制度

- 社会・経済的弱者を対象に特許審判の国選代理人を支援

- －（支援対象） 医療給付受給者、国家功労者とその遺族または家族、障害者、小・中学校の在学学生、6 歳以上 19 歳未満の者、小企業、大企業と産業財産権関連の紛争中の中企業、青年創業者など

5) 産業財産権紛争調停制度 (<http://adr.kipo.go.kr>)

- 産業財産権関連の紛争発生時に当事者を紛争解決手続きに直接参加させ、相互間の合意を誘導する制度
 - － 紛争当事者の一方が調停を申請する場合、被申請人の調停意思を確認し、調停部が当事者との話し合いを通じて調停案を提示
 - － 手続きは全て非公開で行われ、3 カ月以内で紛争解決が可能であり、調停が成立すれば確定判決と同一な裁判上和解の効力が発生

6) 特許共済制度－知的財産関連費用の貸出

- 中小・中堅企業が海外出願・登録、国内外の審判・訴訟などに伴う知的財産関連費用の支出に備えられるようにする制度
- 特許共済加入者は月別に掛金を納入し、知的財産関連費用が発生した時に積み立てられた掛金の 5 倍限度内で費用貸出後 5 年間分割返済
 - － 知的財産費用の他にも共済加入者が緊急運営資金を必要とする場合、積み立てられた掛金の 90%限度内で貸出可能

* 加入の問い合わせ：技術保証基金(1544-1120)、www.ipmas.or.kr

Ⅱ. 故意侵害に対する 3 倍賠償制度の概要

1. 3 倍賠償制度の概念

□ 3 倍賠償制度の概念

- 3 倍賠償制度は懲罰的損害賠償の一種で、加害者の行為や動機などの事情を考慮し、実際発生した損害額に追加的に損害賠償を認める制度です。
- 懲罰的損害賠償は英米法界から由来し、米国を中心に発達してきたが、韓国でも 2011 年「下請取引公正化に関する法律」をはじめに、特許法と不正競争防止法を含む約 16 の法律に規定されています。
- 2019. 7. 9. 施行の特許法は他人の特許権または専用実施権を侵害した行為が「故意」である場合、損害と認められた金額の 3 倍を超えない範囲で賠償額を決めることができ、賠償額判断の時は 8 つの事項を考慮するよう規定しています。

□ 外国の 3 倍賠償制度の運営事例

- 特許権侵害に対する 3 倍賠償は米国、台湾、オーストラリア、カナダなどで認められ、中国は 5 倍賠償制度を盛り込んだ特許法の改正を進めています。
- 米国は陪審員が侵害者の故意 (willful) 有無を判断した後、裁判官の裁量で 3 倍以内の増額賠償を決めます。

*裁判官が増額を決定する時は判例によって韓国改正特許法 128 条 9 項の 8 つの考慮事項と類似する「Read factor」(被告の財政状況、侵害期間など 9 つ)を考慮

- 台湾は 1994 年故意的な特許権侵害に対する懲罰的損害賠償(2 倍以内)制度を導入し、2001 年 3 倍に改正して運営中です。

2. 3 倍賠償の要件

- **(第128条第1項)** 故意または過失で他人の特許権または専用実施権を侵害した者は権利者が被った損害に対して賠償する責任を持ち、侵害に対する立証責任は特許権者または専用実施権者にあります。
- **(第128条第8項)** それに加えて侵害者の主観的意思が故意と判断される場合には損害と認められた金額の3倍まで加重される可能性があり、故意的行為の立証責任は特許権者または専用実施権者にあります。
- 今後、特許侵害事件の懲罰的損害賠償を決定する上で侵害者の行為が故意なのかどうかに対する判断が最も大きな争点になると見られます。

特許法第128条(損害賠償請求権など)

① 特許権者または専用実施権者は故意または過失で自分の特許権または専用実施権を侵害した者に対して侵害によって被った損害の賠償を請求することができる。

⑧ 裁判所は他人の特許権または専用実施権を侵害した行為が故意的なものと認められる場合には第1項にもかかわらず第2項から第7項までの規定によって損害として認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を決めることができる。

⑨ 第8項による賠償額を判断する時は次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為をした者の優越的地位の有無
2. 故意または損害発生の可能性を認識した程度
3. 侵害行為によって特許権者及び専用実施権者が被った被害規模
4. 侵害行為によって侵害した者が得た経済的な利益
5. 侵害行為の期間・回数など

6. 侵害行為による罰金

7. 侵害行為をした者の財産状況

8. 侵害行為をした者の被害救済努力の程度

<付則>

第3条(損害賠償請求権に関する適用例) 第128条第8項及び第9項の改正規定はこの法の施行後、最初に違反行為が発生した場合から適用する。

3. 損害賠償額の算定

- 「故意」侵害が認められると、裁判所はまず基本的な損害額を算定し、あらゆる事情を考慮して決められた増額倍数を上記の損害額にかけて賠償額を決定します。
- 基本的な損害額は特許法第128条第2項から第7項までの計算方法のうち一つを選択して算定します。

条項	主要内容
第2項、第3項 (逸失利益、 Lost Profit)	<ul style="list-style-type: none">○ 逸失利益 = (侵害品の販売数量 × 権利者製品の単位数量当たり利益額*) — 侵害行為以外の事由で権利者が販売出来なかった数量に対する金額 *権利者製品の単位数量当たり利益額 = 製品の売上単価 - 限界費用(その製品の製造、販売のために追加的に投じられた費用)○ 但し、損害額の限度*を規定しており、権利者が損害額を立証 *損害額の限度 = (権利者の生産能力 - 権利者の実際販売数量) × 単

	位数量当たり利益額
第4項(侵害者の利益を損害額として推定)	<p>○ 侵害者が得た利益を権利者の損害額として推定し、権利者が立証</p> <p>*侵害者の利益＝侵害品の販売数量×侵害品の単位数量当たり利益</p> <p>○ 2項または4項の計算の時、特許が製品の一部に適用された場合は該当特許権の寄与度を算定して反映</p>
第5項(合理的実施料)	<p>○ 特許発明に対して第三者と実施契約をした場合、合理的にもらえる実施料相当の金額</p>
第6項	<p>○ 第1項による損害額が第5項の実施料相当額を超過する場合、超過額に対しても損害賠償請求が可能。但し、侵害者に故意または重過失が無い場合は損害賠償額を軽減</p>
第7項(証明困難な損害賠償額の認定)	<p>○ 上記の方法によって損害額を証明することが極めて困難である場合、裁判所が裁量によって相当な損害額を認定</p>

- 「故意」侵害に対しては裁判官が第128条第9項各号の事項を考慮して3倍以内の増額倍数を決定し、上記の損害額にかけます。

第128条第9項の考慮事項	主要内容
① 侵害行為をした者の優	○ 中小企業など相対的弱者の特許権をより強く保護する

<p>越的地位の有無</p>	<p>という趣旨で、侵害者が優越的地位にある場合は増額要素になる。</p>
<p>② 故意または損害発生の可能性を認識した程度</p>	<p>○ 故意の程度を判断するもので、意図的な模倣など故意の認識程度が高い場合は増額要素になる。</p>
<p>③ 侵害行為によって特許権者及び専用実施権者が被った被害の規模</p>	<p>○ 一次的な損害賠償額算定において証拠不十分などで十分に算定されなかった場合、特許権者の被害規模を考慮。</p>
<p>④ 侵害行為によって侵害した者が得た経済的な利益</p>	<p>○ 特許権侵害による収益に対するインセンティブを除去するために侵害者の利益を考慮。</p>
<p>⑤ 侵害行為の期間・回数など</p>	<p>○ 侵害が繰り返し長期間にわたって行われた場合は増額要素になる。</p>
<p>⑥ 侵害行為による罰金</p>	<p>○ 侵害行為による罰金(刑事罰、行政罰など)が賦課されたことがあるかを調べ、損害賠償額から控除する減軽要素。</p>
<p>⑦ 侵害行為をした者の財産状態</p>	<p>○ 侵害行為をした者の財産状態が損害賠償を命じた時に執行可能性が十分であるかどうかを考慮する。</p>

<p>⑧ 侵害行為をした者の被害救済努力の程度</p>	<p>○ 損害賠償額と予想される金額を供託するなどの被害救済努力がある場合は減軽要素になる。</p>
-----------------------------	--

4. 法の適用時点

○ 特許法付則(2019. 1. 8.)第 3 条によれば第 128 条第 8 項及び第 9 項の改正規定はこの法施行後「最初」の違反行為が発生した場合から適用すると規定しています。

○ 上記の付則に「最初」という用語を入れたのは特許権の侵害行為を一つの一体行為と見做し、法施行日(2019. 7. 9.)以前に始まった侵害行為に対しては懲罰的損害賠償が適用されないものと解釈できます。

*例：法施行日前に 100 個の侵害品を販売し、法施行日後に 1,000 個の侵害品を販売した場合、二つの販売行為を一体と見做して 3 倍賠償が未適用

○ しかし、特許権の継続的侵害行為に対して其々の行為を個別のものとして見て、法施行以後の侵害期間に発生した故意侵害に対しては 3 倍賠償の適用が可能であるという意見もあり、今後裁判所の判断を注視する必要があります。

*例：法施行以前の生産行為と法施行以後の販売行為を別個の侵害行為と見て、販売行為に対しては故意侵害かどうかを判断

Ⅲ. 故意侵害の判断

1. 序論

- 韓国民法の不法行為に対する損害賠償責任は加害者の故意または過失を要件(民法第 750 条)としているため、故意と過失を大きく区分していません。
- そのため、これまで民事訴訟では不法行為の故意と過失を区別する判断基準が定立されていませんでした。
- したがって、特許侵害に対する損害賠償訴訟で裁判所が侵害行為の故意性有無を如何に判断するかに関する基準を現時点では明確に提示することは難しいです。
- 但し、故意侵害犯を刑事処罰する特許侵害罪(特許法第 225 条)に関する国内判例と懲罰的損害賠償を認める米国、台湾の事例を通じて今後裁判所の判断基準が類推できます。
- 故意侵害の判断基準と関連してより詳しい内容は特許庁が作成した研究報告書をご参考にしてください。

*参考：懲罰賠償の導入など特許法・不正競争防止法の主要改正事項に対する判断基準及び効果分析研究(2019. 12.)

2. 国内における特許権侵害罪の事例

- 刑事責任に対しては原則的に加害者に故意(刑法第 14 条)があつてこそ処罰できます。
- 刑法での故意は未必の故意の概念を含むもので、犯罪の結果を認識しながらその行為を容認する心理状態を指します。
- したがって、特許侵害罪が成立するためには他人の特許権侵害と同時に行爲者に故意が無ければならず、特許侵害者が侵害という事実を認知していたか、または少なくともそれを容認して実施した点(未必の故意)が立証されてこそ故意が認められます。
- 侵害者の内心の意思を把握して故意を立証することは至難の業ですが、警告状を受領した後の侵害行為には特別な事情が無い限り故意があるものと認められます。

[判例] ソウル刑事地方裁判所1991. 9. 12. 宣告91ノ3825判決

- ▶ 被告人が製作して納品した考案は被害者の登録実用新案権の権利範囲に属するもので、少なくとも被告人が1985. 8. 14. 頃に催告書の送達を受けた時点からは侵害行為に対する故意があつたと言えるため、1985. 8. 16. 頃から1988. 7. 14. 頃までの被告人のこの事件考案の納品行為に関して実用新案権の侵害に関する故意があると認めた原審の措置は正当である。

[判例] 大法院2008. 11. 27. 宣告2006ト2650判決

▶ 被告人の商標が告訴人の商標と類似しているために無効にすべきであるという特許裁判所の判決が宣告された後の2004. 3. 19. 頃告訴人から「被告人のこの事件商品の輸入・販売行為が告訴人の商標権に対する侵害行為になる」という点が適示された内容証明郵便を受け取った事実、被告人は2002. 8. 2. 商標使用禁止仮処分を受けた事実などを認めた後、仮に被告人が上記の特許裁判所の判決に対する上告を棄却する最高裁判所の判決が2004. 7. 22. 宣告された事実を知らなかったとしても、被告人にはこの商品を所持・販売することで告訴人の商標権を侵害するという認識が未必にもあったものと判断され、商標権侵害の故意が無かったという被告人の主張を排斥した原審の判断は正当である。

- 侵害者が弁理士、弁護士など専門家の非侵害意見や、特許審判院の権利範囲確認審判の結果を信頼した場合、最終的に特許侵害が認められても故意は否定される可能性があります。
- しかし、韓国の判例は専門家の意見を信頼したとしても故意を常に否定しているわけではないため、事案によって侵害有無の判断と対応には慎重を期しなければなりません。

① 専門家の意見を信頼した場合の故意否定事例

[判例]大法院2010. 1. 14. 宣告2008ド639判決

▶ この事件特別発明と装置はその構成において一部差異があり、均等関係にあるかどうかの判断は通常の技術者にも容易ではなく、一般人の場合には非常に難しい点、被告人が弁理士に問い合わせ特許発明を侵害しないという意見を聞いた点、公訴外人の登録実用新案の詳細な説明にこの事件特許発明が従来技術と記載されているにもかかわらず審査官が技術評価手続きで登録維持決定を下した点、

この事件装置が特許発明の一部請求項の権利範囲に属するという特許審判院の審決が2006. 2. 28. 頃になってようやく行われた点などを踏まえると、特許審判院の審決以前であるこの事件犯罪日時に被告人たちにこの事件装置が特別発明を侵害するという認識と容認があったと見ることは難しい。

[判例] 大法院1982. 1. 19. 宣告81ド646判決

▶ 被告人は被害者から侵害中止要請を受けて弁理士に問い合わせた上で類似しないという回答を受け、上記の弁理士に鑑定を依頼して同一または類似とは言えないという専門的な鑑定を受け、被告人自ら自分の製品に対して意匠登録出願をした結果、登録を受け、被害者を相手に権利範囲確認審判請求をした結果、1審と控訴審で勝訴したものの上告審でついに原審決を破棄差し戻す判決があった。事実がこのようなであれば、特許や意匠権関係の法律に関しては全く門外漢である被告人としては上記の最高裁判所判決が出るまでは自分が製造する靴下が被害者の意匠権を侵害するものではないと信じざるを得ないと言えるため、被告人が自分の製造販売行為が法令によって罪にならないと誤認する上で正当な理由がある場合に該当するため、処罰できない。

② 専門家の意見をもらったが故意が認められた事例

[判例] 大法院1995. 7. 28. 宣告95ド702判決

▶ 被告人が弁理士から他人の登録商標が商品の品質や原材料を普通に表示する方法で使用する商標として効力が無いという諮問と鑑定を受けて自分が製作した水筒の意匠登録をし、その登録商標と類似する商標を使用した場合、もし被告人が上記のような経緯で自分の行為が罪にならないと信じたとしても、このような場合には誰にもその違法の認識が期待できないと断定できないため、被告人は商標法違反の罪責を免れることはできない。

- 特許侵害罪の故意判断基準が3倍賠償の故意侵害判断にそのまま適用されるかどうかは今後裁判所の判断に注目する必要があります。
- 但し、警告状を受領するなど他人の特許権を侵害するという事実を知った後の実施行為は民事訴訟でも故意的なものと認められる確率が高くなる可能性がある点に注意しなければなりません。

3. 米国の3倍賠償事例

○米国は故意的な特許権侵害の時(willful infringement)は3倍以内の増額賠償を認めています。陪審員が侵害者の故意有無を判断し、裁判官は被告の財政状況、侵害期間など(Read Factor)を考慮して増額可否を決定します。

米国特許法第284条

- ① 侵害の成立を認めた場合、裁判所は侵害者に対して侵害行為によって権利者が被った損害を補償する金額賠償とともに裁判所が決めた利子および侵害費用の支払いを命令し、上記の賠償額は特許発明の実施に対する適正実施料額を下回ってはならない。
- ② 被害補償額が陪審が決定しない場合には裁判所がそれを決める。裁判所は陪審または裁判所が決めた額の3倍まで増額できる。

○ 米国での故意判断は判例を通じて定立されてきたが、2016年連邦最高裁判所はHalo判決を通じて侵害者の「主観的な故意性」だけで増額損害賠償を認めることができると判決しました。

○ 連邦最高裁判所の判決は以前のSeagate(2007)判決で要求されていた「客観的な不注意」要件を破棄することで、増額損害賠償の認定基準を緩和したことに意義があります。

*侵害者が自分の行為が当該特許の侵害に該当する可能性が客観的に高いにも関わらず侵害行為をした事実を証明しなければならないもので、侵害者が訴訟段階で当該特許の有効性に対する実質的な疑問を提起すると証明されない場合が多かった。

- 侵害者の「主観的な故意性」有無を判断基準とする Halo 判決以後の事例を見ることは今後韓国裁判所の判断基準を予測する上で役立てると見られます。

① Halo 判決以後故意侵害として判断された事例

① Imperium IP Holdings v. Samsung Electronics (2017)

- ▶ 被告(Samsung)は原告(Imperium)と実施権交渉を進めたことがあり、原告の特許に詳しくはなかったが、それ以後善意(good faith)を形成できる程度に非侵害または無効などの調査を行わない。
- ▶ また、被告は身元を明かさず特許ブローカーを通じて原告の特許を買い取ろうと試みたことがあり、故意侵害として判断して3倍の増額損害賠償を判決。

② Stryker Corp. et al. v. Zimmer, Inc. (2017)

- ▶ 原告(Stryker)の特許が適用された製品は該分野の革新的な製品であり、競合社の被告(Zimmer)は市場シェアを維持するために別途の開発チームを雇用して原告の製品を手渡して類似する製品を開発するように指示。
- ▶ 被告は原告の特許を侵害したかどうかに対する助言を求めず、訴訟中に裁判所が特許侵害として判断したにも関わらず販売を中止せず、回避設計を試みるなどの努力をしなかったため、3倍賠償を認定。

③ Arctic Cat inc. vs. Bombardier Recreational Products (2017)

- ▶ 被告(Bombardier)のIP部署担当者は原告(Arctic Cat)の特許が登録される前に特許出願された事実を知っていて、特許として登録された後にそれを検討してメモを作成したと証言。
- ▶ また、被告は自社製品が原告の特許を侵害する可能性を認知し、第三者を通じて該当特許を買い取るうとしたが失敗。
- ▶ 被告のIP担当者が検討した内容は十分ではなく、担当者が弁護士でもないため、侵害有無に対する法律的諮問を受けたと見ることができず、その後行われた法律的諮問は侵害可能性を認知した後長い時間*が過ぎた後であるため、善意を形成したとは見難く、3倍賠償を認定。

*侵害可能性を認知した日から8年、侵害製品を販売してから少なくとも5年

② Halo 判決以後侵害は認められるが故意は否定された事例

① Greatbatch Ltd. v. AVX. (2016)

- ▶ 被告(AVX)は訴訟が始まる随分前に原告(Greatbatch)の特許が無効であるという書面意見を獲得し、該当特許が有効なものと判断されたものの無効意見書の内容に信頼性(competent and reasonable)がある。
- ▶ 被告は原告のまた別の特許に対して非侵害確認書を獲得するなど原告の特許を侵害しないように努力した点で、故意侵害でないものと判決。

② Loggerhead Tools. v. Sears Holding Corp(2016)

▶ 被告(sears)は製品製作過程で原告(Loggerhead)の特許を侵害しないように回避設計と特許弁護士から
数回諮問を受け、訴訟開始前に非侵害意見を獲得した点で侵害の故意はなかったものと判決。

- 米国の場合、故意侵害を防御するための手段として資格のある (competent) 専門家 (特許弁護士) の非侵害/無効意見書が主に使用されています。
- 法律意見書をもらった事実だけで必ずしも故意侵害が回避できるとは言えず、防御手段として使うためには適切な弁護士の選任、意見書内容の充実性、時宜適切性が求められます。
- 韓国でも警告状を受領するなど侵害可能性を認知した場合、即時専門家の充実な意見を獲得することが故意侵害を予防する上で重要な要素になると見られます。

4. 台湾の3倍賠償事例

- 台湾は 1994 年特許法の刑事処罰規定を削除し、懲罰的損害賠償制度を導入しました。
- 導入初期損害賠償額は2倍まで増額できましたが、2001年には3倍まで増額できるように改正しました。

台湾専利(特許)法第97条第2項

▶ 前項の規定による侵害行為が故意である場合、裁判所が被害者の請求に基づいて侵害状況を参酌して損害額以上の賠償を決めることができる。但し、これは証明された損害額の3倍を超えない。

- 台湾のある研究結果*によれば、故意侵害認定の根拠として「被告が原告の通知前に原告の特許の存在を知っていたのかどうか」と「被告が通知を受けた後も権利を引き続き侵害したのかどうか」が最も重要であることが分かりました。

* 楊博堯、劉尚志、「從故意侵權論我國專利懲罰性損害賠償實務之發展」、2015. 5. 1.、: 2009. 4. ~2014. 3. 判決された特許権侵害民事 1、2 審事件 110 件を分析

故意侵害の判断根拠	故意侵害構成確率(計110件の特許権侵害事件のうち)
被告が原告の通知前に原告の特許の存在を知っていたのかどうか	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知した場合、故意侵害の認定確率は71.9%(23 of 32件) ○ 不認知した場合、故意侵害の認定確率は39.7%(31 of 78件)
被告が通知を受けた後も継続して権利を侵害したのかどうか	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通知後も継続して侵害した場合、故意侵害の認定確率は79.2%(38 of 48件) ○ 通知後に侵害を中断した場合、故意侵害の認定確率は25.

	8% (16 of 62件)
--	----------------

- 被告が原告の通知前に原告の特許の存在を知っていたことを根拠に故意が認められた事例

① 台湾高等裁判所台中分院93年度智上字第12号民事判決

- ▶ 1996. 10. 原告は被告と特許に関する実施契約を締結し、特許権に関する権限を与えたことがある。しかし、1996. 11. 被告が原告に権利金を支払わず、契約が解消された。裁判所は被告が特許に対して完全に知っていたことを根拠として故意侵害を認めた。

② 台湾知的財産権裁判所97年度民專上字第7号民事判決

- ▶ 被告会社の責任者が原告会社で勤務したことがあり、特許製品を知っていて退職後に原告の特許権を侵害したため、故意侵害を認定。

- 被告が通知を受けた後も継続して権利を侵害して故意が認められた事例

① 台湾知的財産権裁判所101年度民專訴字第94号民事判決

- ▶ 被告は2012. 7. 5. 告訴状を受けて特許の存在を知ったが、2012. 11. 15. まで継続して侵害していたため、故意侵害を認定。

② 台湾知的財産権裁判所102年度民專訴字第3号民事判決

▶ 被告は会社設立前に原告が運営する会社の事業管理者として特許の存在を知っていて、2013. 1. 原告から告訴状を受けた後も別途の措置を取らず、製品を続けて販売していたため、故意侵害を認定。

○ 上記の事例を通じて侵害者が特許権者と技術取引などの協力関係がある、または特許権者の会社に勤務した経験があつて紛争特許に詳しいという事情があつたにもかかわらず侵害行為を続けたのであれば故意侵害が認定される確率が高くなる可能性があります。

5. 結論

○ 国内の刑事事件と米国、台湾の事例を参考にすれば、故意侵害を判断する上で侵害者が訴訟前に当該特許の侵害事実を認知していたのかどうかと、認知後も侵害が持続的に行われたのかどうか重要な争点になると見られます。

○ 一般的に警告状受領以後の侵害行為は故意と認められる可能性があります。

○ 警告状を受領しなかったとしても、侵害者と特許権者の間で当該特許と関連する協力関係がある、または侵害者が特許権者の会社に勤務するなど当該特許の存在を知り得る事情がある場合の特許侵害であれば、故意と判断される確率が高いと言えます。

○ 故意侵害を予防するためには製品開発の段階から先行特許を分析する必要があり、警告状などを受領した時は弁理士、弁護士など専門家を通じて侵害有無を判断して適切な対応戦略を講じる必要があります。

○ 以下では中小・中堅企業の特許紛争の予防・対応戦略とそのために活用できる特許庁の様々な支援事業を紹介します。

IV. 特許侵害紛争予防及び対応

1. 紛争予防

□自由実施 (FTO、Freedom to operate) 分析

- 特許侵害を予防するために最も重要なことは自社の製品や技術を実施(生産、使用、譲渡など)する前に他人の特許を侵害するかどうか事前に分析することで、これを FTO 分析と言います。
- FTO 分析で他人の特許権を侵害するかどうかを予め把握し、侵害リスクの高い特許がある場合、有効性分析、回避設計、ライセンス取得など対応戦略を講じることで、事業活動の際に発生し得る法的リスクを下げることができます。
- また、FTO 過程で確保された非侵害鑑定書、回避設計努力などは万が一の侵害訴訟において侵害の故意が無かったことを証明する資料として活用できます。
- FTO 分析は以下のようなプロセスで行うことができます。
 - ー 自社技術に関連特許と対比できるよう該当技術の目的、構成要素、構成要素間の結合関係などを特定
 - ー 特定された技術内容を基にキーワード、特許分類などを活用して先行特許を検索し、関連性の高い特許のリストを作成
 - ー 調査された特許の請求範囲と自社技術を具体的に比較して同じ部分と差がある部分を対比して侵害有無を判断
 - ー 侵害可能性の高い特許がある場合、回避設計、無効化可能性の検討、ライセンス取得など対応戦略を講じる

□ 国内特許紛争予防のための支援政策

- 特許庁は中小企業の特許紛争を予防するために相談、教育、オーダーメイド型コンサルティングを支援しています。

1) 相談、先行特許の検索

- 26 地域の地域知的財産センターの専門家が中小企業の実害可能先行特許を検索し、相談を支援するサービスを試験的に実施しています。
- 製品開発過程において自社の製品が他人の特許を侵害するかどうか検討できなかった企業に対して類似特許を検索し、必要な措置に関する相談を行っています。
- 但し、類似特許との侵害有無判断は専門家の十分な検討が必要であるため、当該支援範囲からは除外され、特許庁の他の支援事業を利用する、または該当分野の弁理士に依頼する必要があります。
- 公益弁理士相談センターを通じても紛争関連相談が可能です。

* 公益弁理士相談センター：02-6006-4300、www.pcc.or.kr

* 地域知的財産センター：代表番号 1661-7900、www2.ripc.org

2) IP コンサルティング支援

- 特許庁は企業の R&D 方向設定、強い特許の創出、紛争予防・対応の目的で特許マップの作成、核心特許分析、侵害可能性の判断及び対応戦略構築などのための多様なコンサルティング事業を支援しています。
- 製品開発段階から先行技術を分析して回避設計及び特許権を獲得することで特許侵害紛争を未然に防止し、企業運営におけるリスクを減らすことができます。
- 特許庁のコンサルティング支援事業は支援対象、規模によって区分でき、企業は自社の状況に適した支援事業を申請してサービスを受けることができます。

＜特許庁コンサルティング支援事業＞

事業名	支援対象	支援内容
<p>知財権連携 研究開発 戦略支援</p>	<p>研究組織を 保有する 中小企業</p>	<p>○ R&Dの効率性を高め、核心・源泉特許を先取りするためのオーダーメイド型特許戦略を支援</p> <p>- 特許分析を通じた核心特許対応戦略</p> <p>- 最適なR&Dの方向、優秀特許創出戦略を提示</p>
<p>グローバル 技術革新IP 戦略開発</p>	<p>研究組織を 保有する 中堅・中小企業</p>	<p>○ グローバル市場をリードする製品・サービスの創出に向けたIP(特許・デザイン・ブランド)融合戦略支援</p> <p>- 融合IP開発、出願・権利化戦略</p> <p>- 核心IP対応戦略、R&D方向設定</p>
<p>IP翼(ナレ)</p>	<p>創業後 7年以内企業</p>	<p>○ 創業企業の知的財産経営体系高度化支援</p> <p>- 先行技術調査、IP紛争予防などIP技術戦略</p> <p>- IPインフラ・組織、IP事業化戦略などIP経営コンサルティング</p>
<p>スタートアップ特許バ</p>	<p>創業7年未 満、売上100</p>	<p>○ スタートアップの特許競争力向上に向けたバウチャー発行</p>

ウチャー	億ウォン未満	- 国内外IP権利化、特許調査・分析、技術価値評価、技術移転中継など支援
中小企業IP 即時支援 サービス	中小企業	○ 地域中小企業のIP問題を随時・即時支援 - IP専門家を通じた相談支援 - 海外出願費用支援、特許マップ、特許技術広報映像、ブランド開発など支援
国際知財権 紛争対応戦 略	輸出(予定)中 小・中堅企業	○ 国際知財権紛争予防及び対応コンサルティング費用支援 - 輸出(予定)地域紛争リスク特許の調査分析 - (海外企業との)警告状、訴訟対応、ライセンス紛争、権利行使戦略の提供

3) 教育支援

- 特許庁は一般人、企業の知的財産実務人材を対象に侵害判断、紛争対応関連のオンライン教育を提供しています。
- 「国家知的財産教育ポータル」では先行技術検索方法、特許侵害判断方法、特許審判訴訟実務などの講義を提供しています。(<https://general.ipacademynet> →教育課程)

＜紛争予防及び対応に参考できる教育課程＞

講義名	教育内容
特許侵害の判断と請求範囲の解釈	○ 特許侵害判断の際に基本となる特許請求範囲解釈の原則と関連判例の教育
事例から見る中小企業の知財権紛争対応戦略	○ 事例から学ぶ知財権紛争における効率的で適切な対応戦略に関する教育
特許情報調査と分析(特許無効及び特許侵害検討のための情報調査)	○ 特許情報調査の中で特許無効及び特許侵害検討のための情報調査を学習し、実習する教育
先行技術検索のノウハウ	○ 事例を通じて学ぶ先行技術検索ノウハウ教育
知的財産権管理論(特許侵害対応戦略)	○ 特許侵害理論の理解と個別事案での特許侵害可能性検討能力培養教育
知的財産審判訴訟実務(知的財産権侵害による法的対応及び事例研究)	○ 原告及び被告の立場から知的財産権侵害が発生した場合の対応策に対する訴訟事例教育

4) 特許共済制度－知的財産関連費用の貸出

- 中小・中堅企業が海外出願・登録、国内外審判・訴訟などに伴う知的財産関連費用の支出に備えられるよう、特許共済制度を運営しています。
- 特許共済の加入者は月別に掛金を納入し、知的財産関連費用が発生した時に積み立てられた掛金の5倍限度内で費用貸出後、5年間分割返済することになります。

- － 知的財産費用の他にも共済加入者が緊急な運営資金が必要な場合、積み立てられた掛金の90%限度内で貸出可能です。

*加入のお問合せ：技術保証基金(1544-1120)、www.ipmas.or.kr

2. 紛争対応

□ 警告状への対応

- 特許侵害に対する警告を受けた後の侵害行為に対しては故意侵害と判断される可能性が高くなります。
- したがって、特許侵害に対する警告を受けた場合、それを無視せず適切に対応してこそ今後つながり得る訴訟で不測の被害を受けずに済みます。

1) 警告状の受領段階

- 警告状の受付及び内容確認
 - － 侵害主張特許の特許番号と特許侵害製品が具体的に明示されているのかを検討し、そのような内容が無い警告状は無視可能です。
 - － 侵害主張特許が有効な権利なのか、特許権者の特許権行使に法的瑕疵はないのか、特許権者の要求事項、回答期限など基本的な事実関係に対する検討を行います。

◆KIPRIS (www.kipris.or.kr) を利用した特許権基本情報の把握方法

- － 検索ウィンドウに特許権番号を入力し、検索して該当特許を選択
- － 詳細照会ウィンドウの登録事項から存続期間、登録料納付の内訳、特許権者、専用実施権者などを確認して特許権そのものの瑕疵または権利関係に問題があるかどうかを把握
- － 審判事項から当該特許と関連する過去または進行中の審判履歴などを確認

○ 警告状に対する暫定回答

- － 基本的な事実関係に対する検討を進めるが、相手の誤判を防止し、摩擦を避けるため、できるだけ特許権者が要求する期間内に暫定的な内容で回答します。
- － 回答は書面で記録が残るため、侵害を直ぐに認める、または将来義務負担行為を叙述しないよう、必要な事項だけを簡潔に記載します。

◆ 暫定的な回答に含まなければならない主要事項

- ① 警告状を受領し、誠実に検討するという内容
- ② 検討準備過程に相当な期間が必要であり、検討が終わる次第立場を明らかにする予定で、好意的な解決を希望するという内容
- ③ 警告状内容の中で不明確な部分に対して特許権者に説明と資料を要請するなど、特許権者に負担を与え得る内容

2) 侵害有無及び無効事由の検討

- 侵害主張特許の権利範囲確認

- ー 特許出願から登録まで審査過程で引用された資料と出願人の主張などを参考(出願人が審査過程で放棄した権利範囲などを確認)して侵害主張特許の権利範囲を把握します。

*他の国にファミリー特許がある場合、他の国の審査経過も確認

○ 特許侵害有無分析

- ー 侵害の対象と挙げられた自社製品の構成を特定し、構成要素完備の法則*、均等論**による侵害有無などを分析します。

*侵害品が特許発明の特許請求範囲に記載された構成要素全部を実施してこそ侵害と認定

**侵害品が特許発明の一部構成要素を置き換えたとしてもそのような置き換えが通常の技術者に自明であれば、実質的に均等なものと認定

○ 特許の無効性検討

- ー 対象特許に対する先行技術を検索して審査官が発見できなかった新規性、進歩性に関する欠陥があるか、明細書の記載要件などに瑕疵があるかなどを検討します。

○ 以上の侵害有無及び特許権の無効事由の検討は経験のある該当技術分野の専門家を通じて行うことが望ましいです。

*弁理士の専門分野、専攻などは大韓弁理士会ホームページに公開されている情報を通じて確認できる。

3) 勝算分析及び対応戦略の樹立

- 侵害有無及び無効事由の検討を通じて紛争の勝算可能性を評価した後、事業及び経済的な側面から被害を最小化する方向で対応戦略を樹立し、特許権者に公式に回答します。

- いくら勝算があるとは言え、訴訟まで行く場合はリスクが存在するため、事業面での影響が大きい場合には被害の最小化のために早期に交渉で解決したほうが望ましいです。

(1) 勝算が無い場合

- － まず実施を中止して回避設計方法を模索するが、それによる事業面での損失と予想されるロイヤリティを比較し、より有利な方向を選択します。
- － 回避設計の際は他特許の侵害可能性を検討して特許出願をしておく必要があり、ライセンスまたは特許買い取り交渉を有利に持ち運ぶためには相手特許の瑕疵をできるだけ多く探し出すことが有利です。
- － 特許権者の訴提起が予想される場合、産業財産権紛争調停委員会の調停申請などを通じた交渉提議も講じる必要があります。

(2) 勝算がある場合

- － 無効事由が強力、または侵害でない可能性が高い場合、特許権者が訴訟を提起することに負担を感じるよう特許権者の警告状に対する回答を通じてそれを主張します。
- － 勝算があるとしても費用と結果の意外性に対する危険要素があるため、交渉による妥結または撤回になるように対応します。
- － 特許権者が強気に出る場合、消極的権利範囲確認審判、無効審判などで対応します。

□ 不当な特許侵害警告行為

- 一般的に特許権者は告訴を提起する前に侵害者の侵害を中止させるか、侵害行為に対する故意を推定するための手段として警告状を送りますが、これは正当な権利行使と見做されます。
- しかし、警告状はあくまでも法的拘束力の無い私人間意思表示の一種であり、侵害判断は裁判所の判決によって初めて客観的に確定されます。

- したがって、特許権者が権利範囲確認審判、販売禁止仮処分申請など法的救済手続き無く警告状を濫用して相手の営業に被害を与えた場合、刑事上業務妨害罪や民事上不法行為による損害賠償の責任を問うことができます。
- 判例は、法的救済手続き無く侵害を断定して製品の生産者でない彼の取引先などに警告状を送ってプレッシャーをかけることで取引関係を断ち切らせて営業上の被害を与えた場合、警告行為者の損害賠償責任を認めています。

[判例] 大法院2001. 10. 12. 宣告2000ダ53342判決

- ▶ 特許権者が特許権侵害有無の不明確な製品の製造者を相手に損害予防のために仮処分申請などの法的救済手続きは踏まず、社会団体とマスコミを通じて不利益を与えられることを暗示しつつ、上記製品の購買者に購買契約を解消するよう強要し、既存設置されていた製品を撤去させたのであれば、これは正当な権利行使の範囲を超えた行為で、違法である。

[判例] 特許法院2018. 10. 26. 宣告2017ナ2417判決

- ▶ 登録デザイン権者であっても独自判断によって誰にでも如何なる行為であれ任意で要求する権利があるとは言えず、提訴及び訴訟遂行とは違って警告状を発送する行為は自力救済の性格を持つものであるため、極めて慎重になることが求められる。デザイン権などの侵害の疑いのある製品の場合、生産者の他にその生産者の取引先などに対してまで侵害の疑いのある製品の販売・広告などに対する警告などをする時はそれによって生産者の営業上の信用を毀損する懸念が大きいため、生産者に対してそのような警告などをする時より侵害有無判断により細心かつ高度な注意が求められる。

▶ 被告製品は原告の登録デザインの保護範囲に属しないだけでなく、一部デザイン権はその登録が無効
となった。原告は被告製品が原告の登録デザインの保護範囲に属するのに対して特許審判院と特許
裁判所の判断が食い違い、被告及び被告の取引先に内容証明通知書を発送して被告の業務を妨害した
という内容の犯罪事実に対して嫌疑なし処分を受けた事情を挙げているが、そのような事情だけで原
告の損害賠償責任が阻却されるとは見難い。

□ 審判請求

1) 登録無効審判

- 有効に設定された特許権が特許法第 133 条第 1 項の無効事由を持つ場合、利害関係者が請求でき、特許権消滅後も請求可能です。

◆ 主要無効事由

- 第29条(新規性、進歩性など特許要件を満たさない発明の場合)
- 第36条第1項または第3項(同一の特許または実用新案が先に出願された場合や、同日に出願されて協議によらず特許権が設定された場合)
- 第42条第3項及び第4項(発明の詳細な説明と請求範囲の記載不備)
- 第44条(共有者全員が共同で出願しなかった場合)、第33条第1項(特許受けられる権利を持っていない者の出願である場合)など

- 無効審決が確定されれば、その権利は最初から無かったものと見做される遡及効果が発生します。

2) 権利範囲確認審判

- 確認対象発明に対して特許権の効力が及ぼすのかどうかに対して公的な確認を求める審判であり、国家機関の客観的な解釈を通じて紛争解決に寄与する制度です。
 - 請求方法によって積極的権利範囲確認審判と消極的権利範囲確認審判に区分されます。
 - － 積極的権利範囲確認審判：特許権者・専用実施権者が第三者の実施発明が自分の特許発明の権利範囲に属するという審決を求める審判
 - － 消極的権利範囲確認審判：第三者が特許権者を相手に自分の実施発明が特許発明の権利範囲に属しないという審決を求める審判
 - 特許侵害に対する警告状が送られる、または訴訟を起こされた場合、消極的権利範囲確認審判を請求する方法が考えられます。
 - － 消極的権利範囲確認審判で権利範囲に属しないという審決を受けた場合、訴訟で侵害と判決*されても「故意侵害」に対する部分は回避可能性が高くなります。
- *権利範囲確認審判は特許侵害訴訟の有力な証拠資料になり得るが、裁判所を拘束することはできないため、権利範囲確認審判で勝訴しても侵害訴訟で侵害と判断される可能性がある。
- － しかし、権利範囲に属するという審決を受けた後の実施行為は「故意侵害」と認められる可能性があるため、実施を中断する、または特許権者との交渉などを通じた紛争解決努力が必要です。

3) 特許審判国選代理人制度

- 社会・経済的弱者を対象に特許審判の国選代理人を支援
 - － (支援対象) 医療給付受給者、国家功労者とその遺族または家族、障害者、小・中学校の在学学生、6歳以上19歳未満の人、小企業、大企業と産業財産権に関連する紛争中の中企業、青年創業者など

□ 産業財産権紛争調停委員会

- 産業財産権関連の紛争が発生した時、当事者を紛争解決手続きに直接参加させて相互間の合意を誘導する制度です。
- 訴訟で発生する経済的・時間的負担を減らし、紛争の迅速かつ公正な解決が可能です。
- 紛争当事者の一方が調停を申請する場合、被申請人の調停意思を確認し、調停部が当事者との話し合いを通じて調停案を提示します。但し、被申請人が応じない場合、調停は不成立する点で訴訟とは異なります。
- 手続きは全て非公開で行われ、3 カ月内に紛争解決が可能で、調停が成立すれば確定判決と同じ裁判上和解の効力が発生し、調停のための別途の費用は発生しません。

V. 特許庁支援事業の案内

1. IP 翼(ナレ)プログラム

□ 事業概要

- 創業企業が創業初期から IP 問題を克服し、安定的に市場へ参入するとともに中小・中堅企業として成長できるよう、企業の知的財産経営体系の高度化を支援する。

□ 支援規模

類型区分	支援規模
支援資格	創業後 7 年以内の企業または転換創業*後 5 年以内の企業 *証明可能な場合のみ該当
支援期間	100 日以内
支援件数	453 社
支援金	計 2500 万ウォン内外 (企業分担金現物 15%+現金 15%を含む)

□ 支援内容

[企業の知的財産経営体系の高度化]

[IP技術戦略]	[IP経営戦略]
<ul style="list-style-type: none"> ● 先行技術調査(競合社の特許分析) ● 有望技術の導出(未来戦略) ● IP紛争予防戦略(紛争に備える) ● 強い特許権の確保(競争力の強化) ● 特許ポートフォリオ戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ● IPインフラ・組織の構築設計 ● IP資産構築戦略(技術評価) ● IP事業化戦略(技術取引) ● IP管理・活用戦略(持続成長) ● IPブランド・デザイン連携
<p>などオーダーメイド型技術コンサルティング を提供</p>	<p>などオーダーメイド型経営コンサルティング を提供</p>

- 特許専門家の密着コンサルティングを通じた強い特許の創出
- 支援企業が最も必要としているものを診断し、適材適所にオーダーメイド型ソリューションを提供

□ 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1次	説明会	募集公告		事業遂行		最終報告						
2次						募集公告		事業遂行		最終報告		

□ その他事項(選定評価方法)

- (選定方法) 事業公告後、申請企業の中から選定審査を経て支援を受ける企業を選定(当該年度に同一企業の重複支援は不可)

* 審査基準：技術の革新性(20点)、成長可能性(25点)、IP支援の必要性(30点)、支援を受ける企業の参加意志(25点)(他省庁創業支援事業参加企業は選定時に優遇)

- 遂行協力機関は韓国発明振興会の協力機関 POOL を活用して支援を受ける企業を選
定



連絡先

- ◆ 特許庁地域産業財産課(042-481-8622)
- ◆ 韓国発明振興会地域知的財産室(02-3459-2833)
- ◆ 地域知的財産センター(1661-1900)
- ◆ ホームページ : <http://www.ripic.org>

2. スタートアップ特許バウチャー

□ 事業概要

- スタートアップの特許競争力を高めるためにスタートアップにバウチャーを発行すると、スタートアップは IP サービスメニューと Pool に登録された機関の中から自由に必要なサービス及び機関を選択して利用し、バウチャーで費用を支払う。

□ 支援対象

- 第 4 次産業革命と関連する挑戦的な課題*を追求する技術・IP 基盤のスタートアップ**

*新しい製品/サービス/工程の開発または既存の製品/サービス/工程を画期的に改善

**国内に設立された非上場会社(登録された個人事業者または法人)で、予備創業者は除外

□ 選定プロセス：書類及び面接評価を経て選定

評価項目及び指標(案)

評価項目		評価指標	配点
技術性、 IP確保可能性(40点)	技術の 優秀性	保有アイデア・技術が既存アイデア・技術または競合社の技術に比べて差別性(競争力)があるのか?	20点
	IP確保 可能性	保有アイデア・技術が特許または営業秘密として保護可能なのか?	20点
市場性 (30点)	市場需要	事業アイテム関連市場が十分なのか? (Product-Market Fit)	20点
	商用化可能	技術・アイデアの完成度・水準などで商用化可能性が高いのか?	10点

	性		
創業者(チーム)能力(20点)	創業者	創業者の情熱、リーダーシップ、実行力など企業家精神関連力量	10点
	構成員	創業者の他にスタートアップ構成員の力量	10点
バウチャーの使用計画(10点)	適切性	バウチャーの使用計画がバウチャーの用途と合致するの？	5点
	具体性	バウチャーを使用する技術(デザイン、商標)が特定可能な？	5点
加点(4点)		職務発明優秀企業(2点)、協業事業支援企業(2点)	4点

□ 支援規模：1,476 百万ウォン

バウチャー金額 (自己負担)	小型バウチャー(500万ウォン以内) (現金20%)	中型バウチャー(1,700万ウォン以内) (現金30%)
支援資格 (全て満たす)	- 創業7年未満、売上100億ウォン未満	
発行/限度	自己負担金納付後に発行/最大年1回再発行可能	
選定周期	年1回(2~3月)	
IPサービス 項目	国内・海外IP(特許、実用新案、商標、デザイン)の権利化、特許調査・分析、特許技術価値評価、技術移転(ライセンス)中継など *(利用不可)一般法律・会計サービス、事業申請前利用サービス、IP出願・登録手数料など	

□ バウチャーの発行及び使用など

- (発行)スタートアップが「自己負担(現金 20~30%)」分を前払いした後、バウチャー金額がポイントとして発行される。スタートアップが先に発行されたバウチャー金額の80%以上を使用した場合、バウチャー使用予算限度*内で再発行可能。

*最大年1回再発行が可能、予算が無くなる時まで支援

- (使用)スタートアップはバウチャー使用期限内で自由に IP サービスを利用し、バウチャーで手数料*を支払う。

*個別サービス供給価額が精算限度を超過する場合、超過分は利用者が負担し、供給価額に対する付加価値税(10%)も利用者が負担(サービス遂行機関に別途提供)

- (払い戻し)バウチャー限度の30%未満利用時は「自己負担金-バウチャー利用額」を払い戻す。

30%未満利用の時	30%以上使用の時
「企業負担額-バウチャー利用額」を払い戻す	払い戻し無し

- (精算)サービス終了後、サービス機関がサービスの結果物・税金計算書を提出し、サービス利用企業及び管理機関の確認を経て精算*

*遂行機関がもらったポイント→現金

□ 推進日程

推進内容	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
・事業説明会及び教育	随時											
・公告、申請及び選定												
・バウチャー発行												
・バウチャー使用												

□ その他事項

- (サービス提供機関)サービス種類・専門技術分野別に特許事務所、特許調査・分析企業などを募集して Pool を構成

Pool登録の資格基準(案)

- (共通) 国内に登録された事業者(個人事業者及び法人)または公共機関
- (IP権利化) 弁理士を3人以上保有
- (特許調査・分析及び技術移転) 業歴1年以上、専門人材2人以上、実績5件以上保有
- (特許技術価値評価) 発明の評価機関15機関



連絡先



- 特許庁地域産業財産課(042-481-8660)
- 韓国特許戦略開発院政府協力チーム(02-3475-1331)
- ホームページ : <http://www.kista.re.kr>

3. 知財権連携研究開発戦略支援事業

□ 事業概要

- 中小企業が R&D 効率性を高め、核心・源泉特許を先取りできるように技術開発現場にオーダーメイド型特許戦略を支援

□ 支援規模

(単位：百万ウォン、VAT 込み)

課題類型	遂行 期間	課題 単価	企業負担金				
			小企業		中企業		
			現金	現物	現金	現物	
新技術・新事業 IP戦略型	20週(5月)	100	14	6	20	10	
R&D遂行IP戦略型	12週(3月)	60	8	4	12	6	
製品化IP戦略型			8	4	12	6	
デザイン 中心の製 品開発	新製品 IP戦略型	20週(5月)	120	17	7	24	12
	市場参入型	12週(3月)	72	10	4	15	7
再創業・障害者・女 性・社会的企業型	12週(3月)	60	現金		現物		
			4	2			

*課題類型は一部変更可能性あり(今後の事業公告を参照要望)

□ 支援資格

- 研究組織を保有する中小企業基本法第2条に基づく中小企業

□ 支援内容

○（支援方法） 韓国特許戦略開発院の知財権戦略専門家 (PM) と知財権分析専門機関が専担チームを構成して企業オーダーメイド型・密着型特許戦略の樹立を支援

○（支援プロセス） 方向設定、特許分析及び戦略樹立などのプロセスで支援



○（支援内容） 企業目標や現状によって、特許分析を通じて核心特許対応戦略、最適な R&D 方向、優秀特許創出戦略などを提示し、企画(新技術・新事業 IP 戦略型)、遂行(R&D 遂行 IP 戦略型)、事業化(製品化 IP 戦略型)及び IP 融合・複合(デザイン中心製品開発)など R&D 段階に適した課題類型を運営

課題類型	期間	支援内容
新技術・新事業 IP戦略型	20週 (5月)	特許・市場・競合社分析を通じて新技術・新事業(製品またはサービス)の開発に向けた核心特許対応戦略、R&D方向、優秀特許創出戦略などを提供

R&D遂行IP戦略型		12週	特許分析を通じてR&D課題の技術要素別細部R&D遂行戦略及び特許創出戦略を提示
製品化IP戦略型		(3月)	保有する核心技術(特許)の補完及び追加特許、周辺技術特許、製造技術特許戦略を通じて製品化・商用化を支援
デザイン中心の製品開発	新製品 IP戦略型	20週 (5月)	製品またはサービスコンセプトに対する市場及び競合社デザイン・特許の並行分析を通じて製品またはサービスR&D戦略及びデザイン・特許創出戦略の樹立
	市場 参入型	12週 (3月)	保有する核心技術(特許)に関する製品デザインの開発及びデザイン・特許確保戦略を通じて製品化及び海外市場への参入を支援
再創業・障害者・女性・社会的企業型		12週 (3月)	核心特許対応、特許ポートフォリオ構築など再創業企業の再起成功及び障害者・女性・社会的企業を支援するためのオーダーメイド型特許戦略を支援

□ 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	上半期 説明会及び 事業公告	上半期 選定 評価		下半期説明会 及び事業公告		下半期 選定評価						
	上半期課題遂行						下半期課題遂行					

□ その他事項

- (選定方法) 評価委員会を構成して申請企業を対象に書面・発表評価を実施

区分	評価項目(例示)	配点
書面評価	●企業のIP-R&D能力(IP保有状況、R&D投資状況、人材状況)	30点
発表評価	●事業計画の適正性及び期待効果	70点

※他省庁支援事業及び第4次産業革命核心技術分野課題などには優遇加点を付与(最大4点)

- 課題別協力機関は事業主管機関が別途選定



連絡先



- 特許庁産業財産創出戦略チーム(042-481-8184)
- 韓国特許戦略開発院中小企業チーム(02-3287-4339)
- ホームページ : <http://biz.kista.re.kr/ippro>



4. 中小企業 IP 即時支援サービス

□ 事業概要

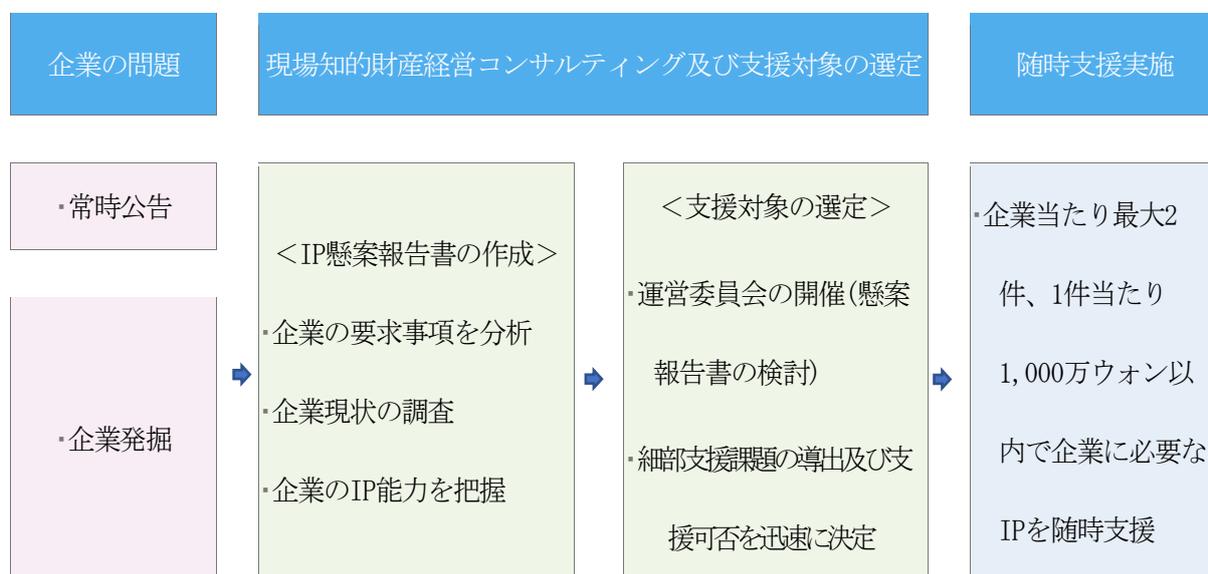
- 中小企業経営現場で直面する様々な知的財産問題に対し、全国 26 の地域知的財産センターが随時解決・相談する知的財産緊急支援サービス

□ 支援資格：中小企業

企業区分	判断基準
中小企業	<ul style="list-style-type: none"> - 中小企業基本法第2条に基づく中小企業 ※ 中小企業現状情報システム(sminfo.smba.go.kr)で確認可能

□ 支援内容

- 地域の中小企業経営現場において解決が急がれる IP 問題に対し、IP 専門家を通じた相談及び常時解決



※企業の自己負担金 30%(現金 15%+現物 15%)(現物は会議場所の提供、企業役職員の参加に代わる)

○ 細部支援課題

区分		支援内容
海外出願 費用の支 援	特許(PCT)	海外出願時にかかる代理人費用、翻訳料、出願オフィシャルフィー支援 (他の支援課題と連携した場合のみ支援可能)
	特許(個別国)	
	商標	
	デザイン	
特許	特許技術 広報映像製作	国内に登録された特許技術を国内・国外に広報マーケティングとして活用できるように3D映像を製作
	特許マップ(一般)	特許に対するオーダーメイド型調査・分析を通じて研究技術開発の方向提示及び特許活用戦略の樹立及び報告書の製作
デザイン	デザインマップ(一般)	デザインに対するオーダーメイド型調査・分析を通じて研究技術開発方向の提示及びデザイン活用戦略の樹立、報告書の製作
	製品デザイン開発	製品、包装デザインの開発またはデザインモックアップの製作 (デザインモックアップは製品デザイン開発の産出物に対してフォローアップとしてのみ支援)
	製品デザインモックアップ	
	包装デザイン開発	
ブランド	新規ブランドの開発	企業ブランド(CI)または製品ブランド(BI)の新規開発及びリニューアル リニューアル
	リニューアルブランドの開発	

※上記の細部支援課題は追加/変更可能性あり

□ 推進日程：年中随時受付・支援

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	地域知的財産センター 計画樹立及び公告			随時知的財産相談及び細部課題支援								

□ 支援プロセス：オンライン (www.ripc.org) または地域知的財産センター訪問受付

- IP 専門コンサルタントの相談(現場訪問など)結果によって課題支援可否を決定
- 企業受付及び発掘→支援企業の選定・通知→相談(現場訪問など)→即時支援の必要有無の決定→事業遂行社(協力機関)の選定及び進行
- 地域知的財産センターの住所及び連絡先

地域	連絡先	住所
ソウル	02-2222-3860	ソウル特別市麻浦区ワールドカップ北路400ソウル産業振興院1階
京畿	031-500-3048	京畿道安山市常緑区海岸路705
仁川	032-810-2882	仁川広域市南東区銀峰路60番ギル46仁川商工会議所6階
江原	033-749-3327	江原道原州市好楮路47
忠南	041-558-5706	忠清南道天安市西北区広場路215
大田	042-930-4430	大田広域市儒城区テクノ9路35知能ロボット産業化センター206～208号
忠北	043-229-2732	忠清北道清州市上党区上党路106
釜山	051-714-6955	釜山広域市沙上区鶴甘大路257(甘田洞、ボセンビル)、A棟305号
蔚山	052-228-3087	蔚山広域市南区ドッジル路97
大邱	053-242-8079	大邱広域市東区東大邱路457
慶北	054-274-5533	慶尚北道浦項市南区ポスコ大路333
慶南	055-210-3085	慶尚南道昌原市義昌区中央大路166
全南	061-242-8587	全羅南道務安郡三郷邑五龍3ギル2
光州	062-954-3841	光州広域市北区チュアム路249イノビズセンター7階(月出洞987)

全北	063-252-9301	全州市徳津区盤龍路109全北TPベンチャー支援棟105号
済州	064-755-2554	済州特別自治道済州市庁舎路1ギル18-4



連絡先



- 特許庁地域産業財産課(042-481-5171)
- 韓国発明振興会地域知的財産室(02-3459-2822)
- 地域知的財産センター(1661-1900)
- ホームページ : <http://www.ripc.org>

5. 国際知財権紛争対応戦略支援事業

□ 事業概要

- 韓国企業に国際知財権紛争対応戦略を支援することで、韓国企業の国際知財権紛争対応能力の向上及び海外輸出競争力の強化を図る

□ 支援規模：90.44 億ウォン

- (企業当たり支援規模)最大 0.6 億ウォン
- (支援条件)企業現金及び現物マッチング

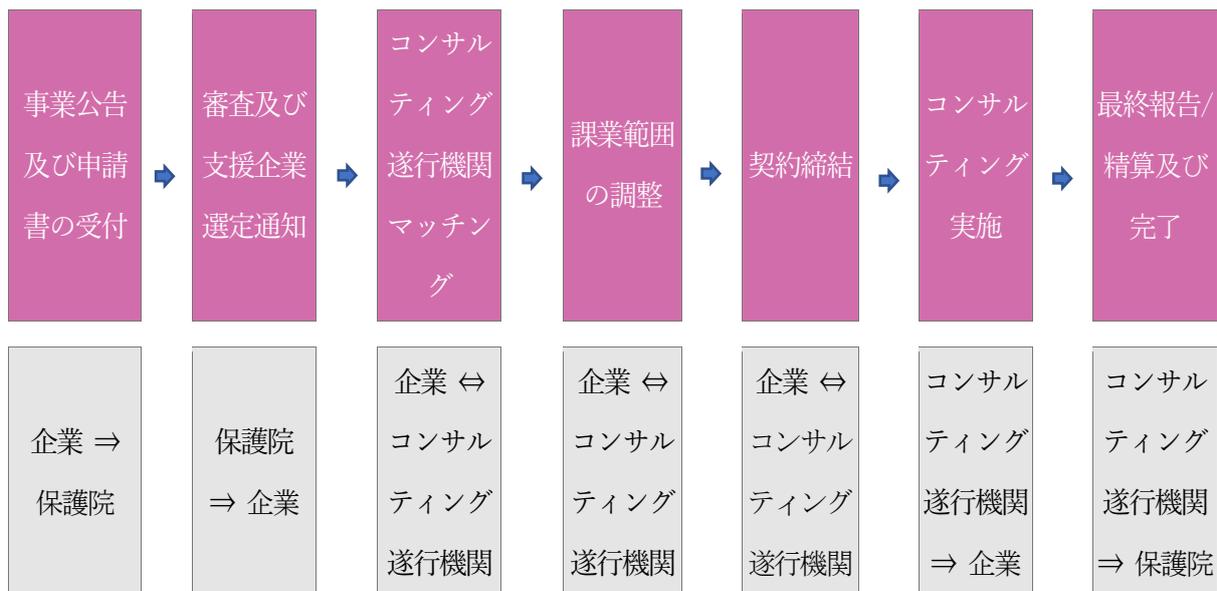
*スタートアップ(現金 10%、現物 20%)/中小企業(現金 20%、現物 10%)/中堅企業(現金 30%、現物 20%)

□ 支援内容

区分	支援内容
特許保護戦略	競合社の紛争性格の分析、知財権紛争特許調査及び回避設計、権利非侵害論理の開発、対象特許の無効化、逆攻撃特許の発掘などの戦略を提供
商標・デザイン保護戦略	類似商標の分析、商標の現地化戦略、行政取締り及び販売禁止措置方法、回避設計、形態模倣対応などの戦略を提供
権利統合保護戦略	IP保護競争力及び製品差別性の検討、権利の現地化方法、IP保護ロードマップなどの戦略を提供

* (権利統合) 特許+商標+デザイン/特許+商標/特許+デザイン/商標+デザインなど 2つ以上の産業財産権紛争を統合して支援

□ 支援プロセス



□ 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	事業計画の樹立	説明会	1次公告	申請・選定	随時公告及び2次定期公告							
					随時申請・選定・支援							

連絡先

- 特許庁産業財産保護支援課(042-481-5992)
- 韓国知的財産保護院紛争予防チーム(02-2183-5870)
- ホームページ : <http://www.koipa.re.kr>

6. 知的財産(IP)スマート教育事業

1 対象別知的財産オンライン教育

□ 事業概要

- 国家知的財産教育ポータル(www.ipacademy.net)サイトを通じて全国民を対象にオンライン上で知的財産教育を無料提供

□ 教育運営

- 申請資格：全国民
- 申請受付：年中随時受付
- 申請方法：オンライン申請(www.ipacademy.net)

*対象別サイトで会員加入後、オンライン申請

- 教育費：全額無料
- 教育形態：オンライン教育

□ 教育課程

区分	対象	内容
一般課程	一般人	発明・特許に関心のある一般人を対象に知的財産権制度、特許情報の検索・分析など知財権全般に対する教育コンテンツ及び情報を提供
	青少年	小・中・高校生を対象に発明と特許に対して面白く簡単に学べるように多様な素材の教育コンテンツ及び関連情報を提供
団体課程	企業	国内企業、研究所及び公共研究機関を対象に知的財産権義務に必要な教育コンテンツ及び

		関連情報を提供
	大学	理工系大学(校)、デザイン大学(校)を対象に大学(院)生に必要な教育コンテンツ及び関連情報の提供
	青少年	小・中・高校を対象に発明と創意力プログラムなど知的財産権基礎水準の教育コンテンツ及び関連情報を提供

□ 教育サイト

区分	対象	サイト名	コンテンツ数
一般人	企業、研究所、専門家及び一般人	general.ipacademy.net	148
青少年	小・中・高校生	ipschool.ipacademy.net	21

2 知的財産学単位銀行制

□ 事業概要

- オンライン教育サイトを通じて「知的財産学」学士号が取得できる単位銀行制教育課程を運営

☞ 単位銀行制：「単位認定などに関する法律」に基づき、学校外で行われる多様な形態の学習と資格を単位と認め、単位が貯められて一定基準を満たせば、一般大学と同等な学位が取得できる制度

□ 教育運営

- 申請資格：高校卒業生または同等な学歴以上の者
- 申請受付：年2回受付(1学期-2月、2学期-8月)

○ 申請方法：オンライン申請 (<http://cb.ipacademy.net>)

* サイトで会員登録後、オンライン申請

○ 教育費：全額無料

○ 教育形態：オンライン教育

○ 教育期間：15 週 (2 回運営)

○ 修了条件：成績 D (総点 60 点) 以上 (但し、出席率 80% 以上)

* 出席 15%、中間テスト 30%、期末テスト 30%、課題 15%、授業参加 10%

□ 運営課程

1学期			2学期		
科目	専攻	単位	科目	専攻	単位
デザイン経営とブランド戦略	選択	3単位	知的財産概論	必須	3単位
知的財産審判・訴訟実務	選択	3単位	デザイン保護法	必須	3単位
特許法	必須	3単位	法学概論	必須	3単位
特許明細書の作成実務	選択	3単位	自然科学概論	必須	3単位
商標法	必須	3単位	技術経営論	必須	3単位
著作権法	必須	3単位	インターネットと知的財産権法	選択	3単位
特許情報調査と分析	選択	3単位	研究開発と知的財産	必須	3単位
技術移転とライセンスの理解	選択	3単位	知的財産権管理論	必須	3単位
不正競争防止及び営業秘密保護法	選択	3単位	-	-	-

* 学期当たり 8 科目選択可能

□ 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
単位銀行制	1学期 受講申請		1学期教育課程運営				2学期 受講申請		2学期教育課程運営			



連絡先



- 特許庁国際知的財産研修院教育企画課(042-601-4311)
- 韓国発明振興会生涯教育室(02-3459-2765)
- ホームページ : <http://www.ipacademy.net>

7. 特許共済

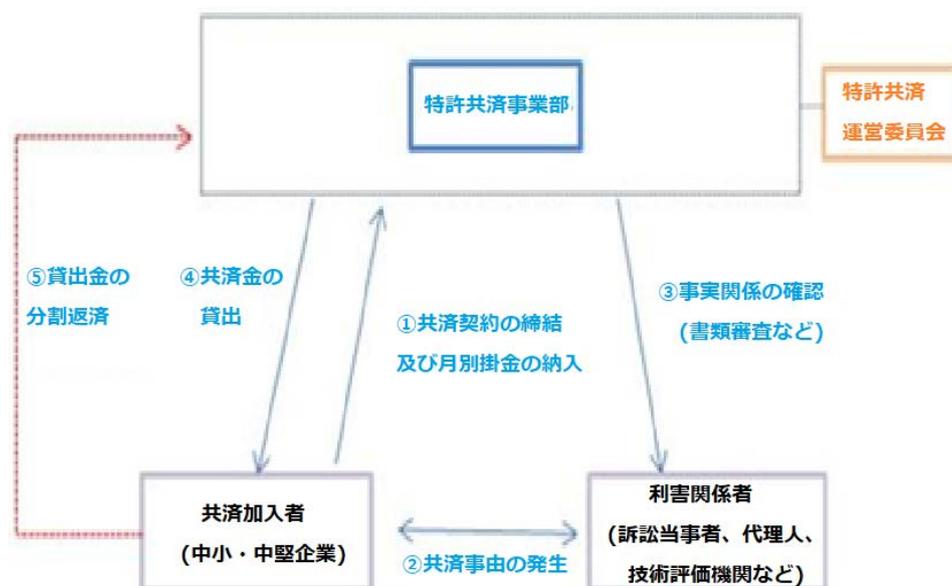
□ 事業概要

- 企業間相互扶助に基づく共済制度を通じて中小・中堅企業が特許など知的財産関連費用負担を分散・緩和することで経営安定基盤を構築

□ 加入資格：中小・中堅企業

※産業財産権保有有無と関係なく加入可能

□ 事業構造



※政府は制度の早期定着を支援するため、事業運営費の支援及び法・制度の支援、技術保証基金(特許共済事業部)の管理・監督を行う

□ 推進プロセス



加入者・共済事 業部	加入者	-	加入者	共済事業部	加入者
---------------	-----	---	-----	-------	-----

※共済発生事由：海外出願、国内外審判及び訴訟など

□ 商品案内

- （掛金商品）掛金月額商品のうち1つを選択し、一定の利率で納付期間の間に毎月掛金を積み立てた後、積み立てられた元利金は契約解消時に一時支給

掛金月額	納付期間	掛金総額
30万ウォン	70カ月	21百万ウォン
50万ウォン	60カ月	30百万ウォン
80万ウォン	50カ月	40百万ウォン
100万ウォン	50カ月	50百万ウォン
200万ウォン	30カ月	60百万ウォン
	40カ月	80百万ウォン
	50カ月	100百万ウォン
300万ウォン	30カ月	90百万ウォン
	40カ月	120百万ウォン
500万ウォン	30カ月	150百万ウォン
	40カ月	200百万ウォン
1,000万ウォン	30カ月	300百万ウォン

	50カ月	500百万ウォン
--	------	----------

※掛金積立時の適用利率：2.0%（市場金利によって変更可能性あり）

- （知的財産貸出） 掛金納付 12 カ月経過後、海外出願、国内外の審判・訴訟など共済事由が発生した時、該当費用を掛金積立額の5倍以内で貸し出し、以後元利金を分割返済

※貸出時の適用金利：2.0%（市場金利によって変更可能性あり）

- （経営資金貸出） 掛金納付 12 カ月経過後、必要時に積み立てられた掛金の90%以内で貸し出し、以後元利金を分割返済

※貸出時の適用金利：3.5%（市場金利によって変更可能性あり）

- **推進日程**：年中加入企業を募集



連絡先



- ◆特許庁産業財産政策課(042-481-8180)
- ◆特許共済案内コールセンター(02-3459-2848、2844)
- ◆ホームページ：特許共済システムホームページ(<http://ipmas.or.kr>)